

学 則

2025.4.1~

学校法人 Y I C 学院
Y I C 京都ペット総合専門学校

Y I C 京都ペット総合専門学校 学 則（新）

第 1 章 総 則

（目 的）

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、技術教育を通じての人間教育を教授、実践するとともに良識ある社会人として必要な資質を養い、地域社会の発展に貢献できる心豊かなスペシャリストの養成を目的とする。

（名 称）

第2条 本校は、Y I C 京都ペット総合専門学校という。

（位 置）

第3条 本校の位置を、京都府京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町 2 7 番地に置く。

（自己点検・評価）

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

（課程、学科、修業年限及び定員）

第5条 本校に次の課程及び学科を置き、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学 科 名（昼 夜 別）	修業年限	入学定員	総 定 員
商業実務 専門課程	ペット総合科（昼）	2 年	80名	160名
	動物看護科（昼）	3 年	64名	192名

2. 在学期間は、修業年限の2倍を越えることができない。

（学年、学期）

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から 3月31日まで

3. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定に関わらず、前項の期間を変更することができる。

（休業日）

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日

(3) 夏季休業

8月7日から8月27日まで

(4) 秋季休業

9月10日から9月30日まで

(5) 冬季休業

12月23日から1月10日まで

(6) 春季休業

3月10日から4月6日まで

2. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定に関わらず、休業日を変更し、または臨時に休業日を定め、もしくは休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

（教育課程及び授業時数）

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

2. 別表1に定める授業時数の1単位時間は45分とし、1授業単位を90分とする。

（始業及び終業）

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、午前9時から午後4時10分までとする。

2. 校長は、教育上必要と認めるときは、前項の規定に関わらず、始業及び終業の時刻を変更することができる。

（出欠席等）

第10条 出席、欠席、遅刻及び早退等の取扱いについては、別に定める。

（授業の方法）

第11条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2. 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（履修単位の認定）

第12条 各教科科目に対し、別に定める内規により成績評価を行う。

2. 成績評価の結果、合格とされた場合のみ、認定会議を経て当該教科科目の履修単位を認定する。

3. 単位の修得ができなかった科目については、あらためて、その科目を履修しなければならない。

（教職員組織）

第13条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校 長 1名

- | | |
|----------|----------|
| (2) 教 員 | 8名以上 |
| (3) 講 師 | 必要に応じて置く |
| (4) 助 手 | 必要に応じて置く |
| (5) 事務職員 | 3名以上 |

2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学及び休学、退学等

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (5) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学選考及び入学手続)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、指定期日までに出席しなければならない。

2. 出願者に対しては、書類選考、面接、作文及び適性試験によって、校長が許可する。
3. 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第27条に定める入学金を添え、手続きをとらなければならない。

(編入学、転入学及び再入学)

第17条 本校への編入学、転入学及び再入学を希望する者については、選考の上、これを許可することがある。

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、職員会議を経て、校長が決定する。

(休学及び復学)

第18条 疾病その他止むを得ない事由により、1か月以上休学しようとする者は、休学願を提出し、校長の許可を受けて休学することができる。

2. 休学の期間は、通算して2年（3年制の場合3年）を越えることができない。
3. 休学の期間は、在学期間に算入しない。
4. 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を受けて復学することができる。

(退 学)

第19条 退学しようとする者は、所定の願書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年限を越えた者
- (3) 第18条に定める休学期間を越えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) その他、校長が認めた者

(科目等履修生)

第21条 本校において開設する特定の授業科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

第5章 卒業及び称号

(卒業認定、卒業証書)

第22条 第5条に定める修業年限以上在学し、別に定める内規により卒業要件を満たした者は、卒業判定会議を経て校長が卒業を認定する。

2. 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書（別紙様式）を授与する。

(称号の授与)

第23条 前条の規程及び文部科学省告示に基づき専門士の称号の授与が認められた課程を修了した者に対して、次の称号を授与する。

専門士（商業実務専門課程）

第6章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第24条 学業、人物、その他について優れ、他の模範となる者に対して、学生表彰委員会を経て、校長が表彰することができる。

(懲 戒)

第25条 学生が本校の規則、命令に背き若しくは本校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、学生懲戒委員会を経て、校長はこれを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、戒告及び退学の3種とする。
3. 前項の退学は、次の各号に一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

(弁償)

第26条 学生が校舎、校具その他の施設、設備を損傷または紛失したときは、校長はその事情によって、その全部または一部を弁償させることがある。

- 2. 学生が実習先施設等において施設、設備を損傷または紛失したときは、前項と同じくその全部 または一部を弁償させることがある。

第7章 納付金

(授業料等)

第27条 本校の授業料、入学金及び入学選考料等は、別表2のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第28条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2. 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

(特別奨学生)

第29条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、かつ品行方正にして本校学生の模範となると判断される者、又は本校入学時において、その入学しようとする者が特に成績優秀で他の入学生の模範となると判断される者に対して、校長はその一定期間における納付金の一部を免除することができる。

(授業料等の返還)

第30条 既に納入した授業料、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない。ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には納付金額から入学金を除いた額を返還する。

- 2. 既納の授業料は、やむを得ない特別な理由がある場合には、1か月以内に限り返還することができる。

第8章 その他

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

- 2. 校長が学生の健康を管理するため必要があると認めた場合に、学生に治療又は出席停止を命ずることがある。

(保証人)

第32条 保証人は1名とし、父母又はこれに代わる者とする。

2. 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責務を果たす者でなければならない。
3. 成績表、健康診断結果、学費納入状況等本校が所有する学生に関する個人情報を、学業・学生生活を円滑にするため必要と判断した場合には、当該学生の保証人に対しても通知することがある。

(細 則)

第33条 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 平成25年度までに入学した者については、なお、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 平成27年度までに入学した者については、従前（平成27年4月1日届出（受理））の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 平成28年度までに入学した者については、従前（平成28年4月1日届出（受理））の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 平成29年度までに入学した者については、従前（平成29年4月1日届出（受理））の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 平成30年度までに入学した者については、従前（平成30年4月3日届出（受理））の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 平成31年度までに入学した者については、従前（令和1年6月18日届出（受理））の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 令和3年度までに入学した者については、従前（令和3年7月28日届出（受理））の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者に関しては従前（令和4年4月22日届出（受理））の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

区 分			科 目 名	1年		2年		合計		
	分 野		科 目	単位	時間	単位	時間	単位	時間	
必修科目	ペット基礎分野	講義	犬 学 ・ 猫 学	1	30			1	30	
			犬 種 ・ 猫 種 学	I	1	30			1	30
			小 動 物 概 論	I	1	30			1	30
			水 生 生 物	I	1	30			1	30
			解 剖 学	学	1	30			1	30
			公 衆 衛 生	生	1	30			1	30
			動 物 関 連 法 規	規	1	30			1	30
			グ ル ー ミ ン グ 基 礎 学	I	1	30			1	30
			グ ル ー ミ ン グ 基 礎 学	Ⅱ	1	30			1	30
			犬 種 別 ト リ ミ ン グ 学	I	1	30			1	30
			健 康 管 理 学	学			1	30	1	30
			基 礎 看 護 学	学	1	30			1	30
			愛 玩 動 物 飼 養 管 理 学	I	1	30			1	30
			愛 玩 動 物 飼 養 管 理 学	Ⅱ	1	30			1	30
			動 物 行 動 学	学	1	30			1	30
			小 動 物 飼 育 学	I	1	30			1	30
			愛 犬 飼 育 管 理 学	学			1	30	1	30
	キャリア基礎分野	実習	家 庭 犬 訓 練	I	1	30			1	30
			パ ビ ー ケ ア	I			1	30	1	30
			グ ル ー ミ ン グ	I	6	180			6	180
			実 務 研 修	I			1	30	1	30
		講義	キ ャ リ ア デ ザ イ ン	I	1	30			1	30
			キ ャ リ ア デ ザ イ ン	Ⅱ	1	30			1	30
			キ ャ リ ア デ ザ イ ン	Ⅲ			1	30	1	30
			キ ャ リ ア デ ザ イ ン	Ⅳ			1	30	1	30
			ビ ジ ネ ス マ ナ ー	一	1	30			1	30
			ビ ジ ネ ス 電 話	話	1	30			1	30
	基 本 I T 技 術	I			2	60	2	60		
	基 本 I T 技 術	Ⅱ			2	60	2	60		
	総 合 学 習	I	1	30			1	30		
	総 合 学 習	Ⅱ			1	30	1	30		
必 修 科 目 合 計				27	810	11	330	38	1,140	
選択必修科目	トリマー分野	講義 実習	美 容	I	6	180			6	180
			美 容	Ⅱ			9	270	9	270
			美 容	Ⅲ			9	270	9	270
			犬 種 別 ト リ ミ ン グ 学	Ⅱ	1	30			1	30
			ト リ マ ー 演 習	I			1	30	1	30
			ト リ マ ー 演 習	Ⅱ			1	30	1	30
			犬 種 別 ト リ ミ ン グ 学	Ⅲ			1	30	1	30
			犬 種 別 ト リ ミ ン グ 学	Ⅳ			1	30	1	30
			小 計	7	210	22	660	29	870	
	トレーナー分野	講義 実習	訓 練	I			2	60	2	60
			訓 練	Ⅱ			2	60	2	60
			家 庭 犬 訓 練	Ⅱ	2	60			2	60
			家 庭 犬 訓 練	Ⅲ			2	60	2	60
			家 庭 犬 訓 練	Ⅳ			2	60	2	60
			パ ビ ー ケ ア	Ⅱ			2	60	2	60
			ハ ン ド リ ン グ	グ			2	60	2	60
			動 物 介 在 福 祉 学	I	1	30			1	30
			動 物 介 在 福 祉 学 演 習	I	1	30			1	30
			動 物 介 在 福 祉 学	Ⅱ			1	30	1	30
			動 物 介 在 福 祉 学 演 習	Ⅱ			1	30	1	30
			動 物 介 在 福 祉 学	Ⅲ			1	30	1	30
			動 物 介 在 福 祉 学 演 習	Ⅲ			1	30	1	30
			グ ル ー ミ ン グ	Ⅱ	3	90			3	90
			グ ル ー ミ ン グ	Ⅲ			3	90	3	90
			グ ル ー ミ ン グ	Ⅳ			3	90	3	90
			小 計	7	210	22	660	29	870	
	アドバイザー分野	講義 実習	小 動 物 概 論	Ⅱ			2	60	2	60
			小 動 物 概 論	Ⅲ			2	60	2	60
			水 生 生 物	Ⅱ	2	60			2	60
			水 生 生 物	Ⅲ			2	60	2	60
			水 生 生 物	Ⅳ			2	60	2	60
			愛 玩 動 物 飼 養 管 理 学 特 論			1	30	1	30	
			小 動 物 看 護 学	学			1	30	1	30
			小 動 物 飼 育 学	Ⅱ			1	30	1	30
			犬 種 ・ 猫 種 学	Ⅱ			1	30	1	30
			動 物 介 在 福 祉 学	I	1	30			1	30
			動 物 介 在 福 祉 学 演 習	I	1	30			1	30
			動 物 介 在 福 祉 学	Ⅱ			1	30	1	30
			動 物 介 在 福 祉 学 演 習	Ⅱ			1	30	1	30
			動 物 介 在 福 祉 学	Ⅲ			1	30	1	30
			動 物 介 在 福 祉 学 演 習	Ⅲ			1	30	1	30
			グ ル ー ミ ン グ	Ⅱ	3	90			3	90
			グ ル ー ミ ン グ	Ⅲ			3	90	3	90
			グ ル ー ミ ン グ	Ⅳ			3	90	3	90
			小 計	7	210	22	660	29	870	
ペット総合分野	講義 実習	ベ ッ ト ア ロ マ			1	30	1	30		
		ベ ッ ト 経 営 学			1	30	1	30		
		フ ー ド ア ド バ イ ザ ー			1	30	1	30		
		愛 玩 動 物 飼 養 管 理 学 特 論			1	30	1	30		
		損 害 保 険 学	学	1	30			1	30	
		ア ニ マ ル ヘ ル パ ー	一			1	30	1	30	
		実 務 研 修	Ⅱ			1	30	1	30	
	講義 実技 実習 研修	卒 業 研 究			1	30	1	30		
		ビ ジ ネ ス 文 章 力	力			1	30	1	30	
		論 理 的 思 考 力	力			1	30	1	30	
		ビ ジ ネ ス 英 語	語			1	30	1	30	
		イ ベ ン ト プ ロ デ ュ ー ス	I	1	30			1	30	
		イ ベ ン ト プ ロ デ ュ ー ス	Ⅱ			1	30	1	30	
		企 業 研 究	究			1	30	1	30	
選 択 科 目 合 計				2	60	12	360	14	420	
総 計 （必修＋選択必修＋選択）			ト リ マ ー 分 野	36	1,080	45	1,350	81	2,430	
			ト レ ー ナ ー 分 野	36	1,080	45	1,350	81	2,430	
			ア ド バ イ ザ ー 分 野	36	1,080	45	1,350	81	2,430	

※選択科目は年度によって開講しない場合もある。

※総合学習Ⅰ・Ⅱは、宿泊研修やドッグショーなどの校外学習を対象とする。

※卒業の要件: 必修科目1,140時間(38単位) 及び選択必修科目870時間(29単位) 計2,010時間(67単位)以上の修得

区分	科 目 名			1年		2年		3年		合計		
	分野		科目	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	
（専門基礎分野） 必修科目	基礎動物学	講義	生命倫理・動物福祉	1	30					1	30	
			動物形態機能学Ⅰ	2	60					2	60	
			動物形態機能学Ⅱ	2	60					2	60	
			動物繁殖学			1	30			1	30	
			動物行動学			1	30			1	30	
			動物栄養学Ⅰ	1	30					1	30	
			動物栄養学Ⅱ			1	30			1	30	
			比較動物学Ⅰ					1	30	1	30	
			比較動物学Ⅱ					1	30	1	30	
	基礎動物看護学	講義	動物看護関連法規					1	15	1	15	
			動物愛護・適正飼養関連法規					1	15	1	15	
			動物看護学概論	1	30					1	30	
			動物病理学			1	30			1	30	
			動物薬理学Ⅰ			1	30			1	30	
			動物薬理学Ⅱ					1	30	1	30	
			動物感染症学Ⅰ			1	30			1	30	
			動物感染症学Ⅱ			1	30			1	30	
			動物感染症学Ⅲ					1	30	1	30	
	臨床動物看護学	講義	公衆衛生学Ⅰ	1	30					1	30	
			公衆衛生学Ⅱ	1	30					1	30	
			動物内科看護学Ⅰ	1	30					1	30	
			動物内科看護学Ⅱ	2	60					2	60	
			動物外科看護学			2	60			2	60	
			動物臨床看護学総論			1	30			1	30	
	愛護・適正飼養学	講義	動物臨床看護学各論Ⅰ			2	60			2	60	
			動物臨床看護学各論Ⅱ					2	60	2	60	
			動物臨床検査学			1	30			1	30	
			動物医療コミュニケーション					1	30	1	30	
			愛玩動物学Ⅰ	1	30					1	30	
			愛玩動物学Ⅱ	1	30					1	30	
	（専門分野） 必修科目	実習	実習	人と動物の関係学	1	30					1	30
				適正飼養指導論Ⅰ			1	30			1	30
				適正飼養指導論Ⅱ					1	30	1	30
				動物生活環境学					1	30	1	30
	必修科目（専門基礎分野）計				16	480	14	420	11	300	41	1,200
	（専門分野） 必修科目	実習	実習	ペット関連産業概論	1	30					1	30
動物形態機能学実習				1	30					1	30	
動物内科看護学実習Ⅰ				2	60					2	60	
動物内科看護学実習Ⅱ				2	60					2	60	
動物臨床検査学実習						2	60			2	60	
動物外科看護学実習Ⅰ						1	30			1	30	
動物外科看護学実習Ⅱ								1	30	1	30	
動物外科看護学実習Ⅲ								1	30	1	30	
動物臨床看護学実習								2	60	2	60	
動物愛護・適正飼養実習Ⅰ								1	30	1	30	
動物愛護・適正飼養実習Ⅱ								1	30	1	30	
必修科目（専門分野）計				6	180	5	150	9	270	20	600	
必修科目（専門基礎分野＋専門分野）計				22	660	19	570	20	570	61	1,800	
（専門分野） 必修科目	専門を深める	講義実技実習	動物飼育実習Ⅰ	1	30					1	30	
			動物飼育実習Ⅱ			1	30			1	30	
			動物飼育実習Ⅲ			1	30			1	30	
			動物飼育実習Ⅳ					1	30	1	30	
			ドッグトレーニング実習Ⅰ			1	30			1	30	
			ドッグトレーニング実習Ⅱ					1	30	1	30	
			トータルケア実習Ⅰ			3	90			3	90	
			トータルケア実習Ⅱ					3	90	3	90	
			愛玩動物看護師試験対策Ⅰ					1	30	1	30	
			愛玩動物看護師試験対策Ⅱ					2	60	2	60	
（社会人基礎分野） 必修科目	社会の中で自分の役割を考える	講義実技実習	キャリアデザインⅠ	1	30					1	30	
			キャリアデザインⅡ			1	30			1	30	
			キャリアデザインⅢ					1	30	1	30	
			ボランティア活動Ⅰ	1	30					1	30	
	社会人として必要なビジネス能力	講義実習	ボランティア活動Ⅱ			1	30			1	30	
			損害保険学	1	15					1	15	
			基本IT技術Ⅰ			2	60			2	60	
			基本IT技術Ⅱ					1	30	1	30	
	社会人として持つべき基礎的教養	講義実技実習	イベントプロデュース	1	15					1	15	
			社会常識			1	30			1	30	
ビジネス文章力Ⅰ			1	30					1	30		
コミュニケーション学			1	30					1	30		
必修科目（専門分野＋社会人基礎分野）計				8	210	12	360	10	300	30	870	
必修科目計				30	870	31	930	30	870	91	2,670	
選択科目	専門を深める	講義実習	アニマルヘルパー	1	30					1	30	
	基礎的教養		ビジネス文章力Ⅱ					1	30	1	30	
選択科目計				1	30	0	0	1	30	2	60	
必修科目＋選択科目総計				31	900	31	930	31	900	93	2,730	

・単位と時間の関係は 講義は15～30時間/単位(自宅学習を含む)のもの、実習は30～45時間/単位のものに分かれる

・科目履修(単位)認定の要件: 80%以上の出席 および 期末試験 60点以上を基本とするが、科目により実技試験、あるいはレポートに換える場合もある

・卒業の要件: 必修科目91単位(2,670時間)以上の修得

別表 2

1、年間授業料、入学金及び入学選考料等

(単位：円)

課程名	学科名 (昼夜別)	入学 選考料	入学金	授業料	施設 維持費
商業実務 専門課程	ペット総合科 (昼)	20,000	160,000	850,000	210,000
	動物看護科 (昼)	20,000	160,000	870,000	210,000

2、在籍継続 (卒業延期) の場合の学費

年度当初に修業年限を満たしている者で、履修不足により卒業延期になった場合は次の学費を納めるものとする。

(1) 卒業に要する残余単位数が12単位以下の者 (単位：円)

費 目	費 用
在籍料 (半期)	30,000
在籍料 (通期)	60,000
再履修料 (1単位につき)	40,000
施設維持費 (12単位以内)	105,000
教材費	実費

(2) 卒業に要する残余単位数が13単位以上の者 (単位：円)

費 目	費 用
在籍料 (半期)	30,000
在籍料 (通期)	60,000
再履修料 (13単位以上)	550,000
施設維持費 (13単位以上)	210,000
教材費	実費

但し、第17条に該当しない場合は上記 (1) 及び (2) に準ずる。

卒業証書

第 号

氏 名

年 月 日生

割印

学校印

右の者は本校において商業実務専門課程
課程を修めたので卒業証書を授与する
文部科学大臣告示（平成〇〇年第〇〇号により専門士商業実務専門
課程）と称することを認める

科 年制の所定の

令和 年 月 日
学校法人 Y I C 学院
Y I C 京都ペット総合専門学校

校長 ○ ○ ○ ○

校長印

卒業証書

割印

第 号

氏 名

年 月 日生

学校印

右の者は本校
にためたので卒業証書を授与し
により職業実践専門課程を
専門課程と称することを認める
（商業実務）

令和 年 月 日
学校法人 Y I C 学院
Y I C 京都ペット総合専門学校

校長
○ ○ ○ ○

校長印